

---

## 第Ⅳ章

# 認定取得者の責務と 違反時の措置

---

- 1.認定取得者の責務
- 2.違反時の措置
- 3.適用行為と措置内容

# 1 認定取得者の責務

1)「今治タオルブランド商品」の「認定証」を受領した者は「今治タオルブランド認定事業規約」第11条等関係法令に基づき次の事項を守る責務を負う。

- (1) 認定の趣旨及び認定基準に違反しないよう努める。
- (2) 「今治タオルブランド商品」の品質保証は認定を受けた組合員企業が行う。但し、複数の者が同一規格商品の認定を受けた場合は、品質保証を行うものを決めて本組合に届け出ること。また、認定を受けた者以外の組合員企業が認定商品を販売する場合は、そのものが品質保証を行うものとする。
- (3) 認定マークの使用は、「景品表示法」その他の関係法令の定めに従い適切に行う。

## 2) 上記のほか次の事項を守る義務を負う。

- (1) 取引先への「認定証」の提示義務

今治タオルブランド認定商品を取引先に出荷する場合、その商品が、今治タオルブランドの認定を受けた商品であることを証憑するため、初回出荷時に、「認定証」のコピーと、本組合が指定する書類を取り引先に提示しなければならない。(付属資料16(P104))

★提示する組合指定書類には、必要事項を記入の上、取引先の捺印を受けて返送いただき、組合員企業で5年間保存し、本組合や第三者機関による調査時に提出、確認できるようにする。

- (2) 本組合による調査受入れ・報告義務

①認定証を保有する組合員企業は、認定証を取得したタオル商品に関し、その品質やブランド推進事業についての疑義が生じたと認められた場合、本組合及び本組合が委嘱する第三者機関が行う調査に対し、その円滑な実施に協力しなければならない。

②組合員企業は、上記調査を円滑かつ効率的に行うため、本組合の定める所定書式による「認定商品管理簿」(付属資料17(P105))及び「指定副資材管理簿」(付属資料18(P106))を所定の期日ごとに本組合に提出しなければならない。

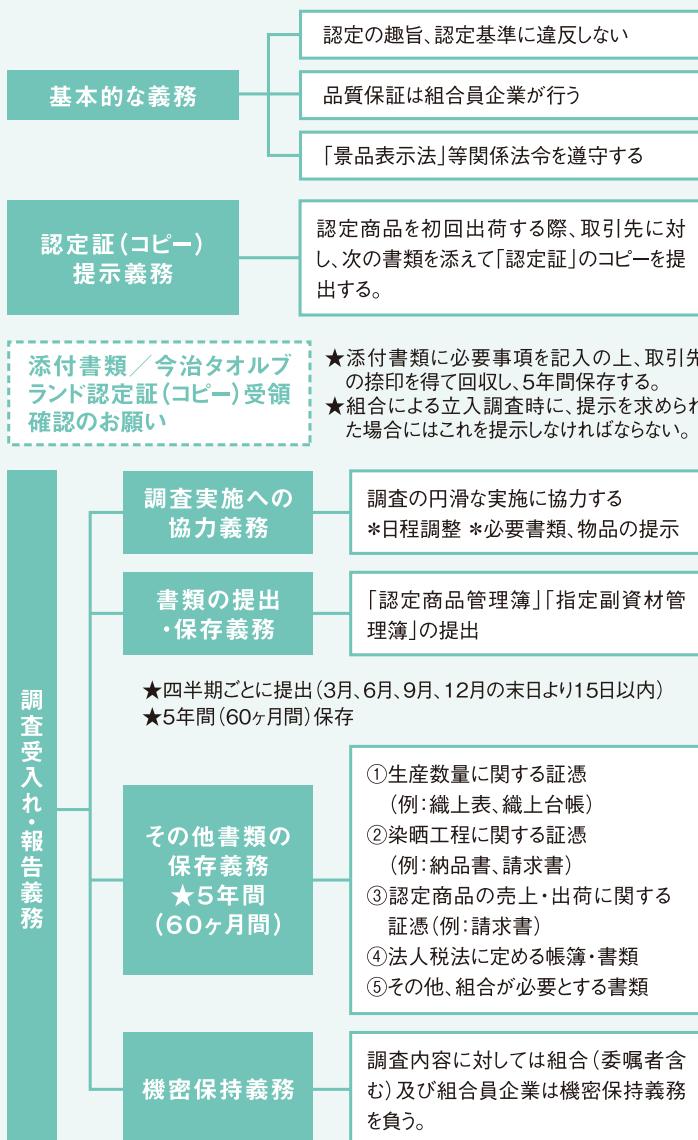
★この管理簿は、四半期ごと(3月、6月、9月、12月末より15日以内)に提出する。

★この管理簿は、5年間(60ヶ月間)保存しておかなければならぬ。

③上記のほか本調査を円滑に行うため、右表の書類を5年間(60ヶ月間)保存しなければならない。

④この調査の内容に関しては、本組合(本組合から調査を委嘱された第三者機関を含む)及び組合員企業は機密保持の義務を負う。

## 認定取得者の責務



## 2

## 違反時の措置

1) 「今治タオルブランド商品」の認定及び「認定マーク」の使用に関し、本組合の定める諸ルール及び本マニュアルに定める事項に違反した場合は、本項の定めるところに従って措置する。

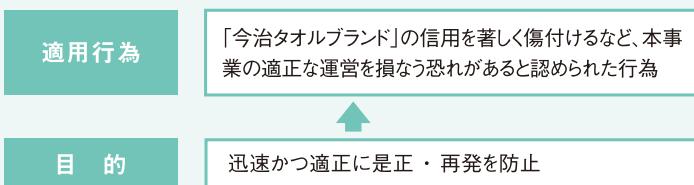
2) 本項の定めは、組合員に、「今治タオルブランド」の信用を著しく傷付けるなど、本事業の適正な運営を損なう恐れがあると認められた行為に対し、迅速かつ適正に是正を行うと共に、再発を防止するために定めるものである。

3) 組合員又は今治タオルブランド商品が、次のいずれかに該当する場合は、審査委員会の意見を聞いた上で、当該認定または当該組合員の全ての今治タオルブランド商品の認定を取り消し、認定マーク使用契約の解除を行うと共に、認定マークの表示の中止、ならびに指定副資材の廃棄処分、その他の必要な措置を行うことがある。組合員の取引先が3)の(4)又は(5)に該当するときは、組合員に対して、取引先への実態調査、工場訪問、是正勧告又は取引中止を求めることができる。

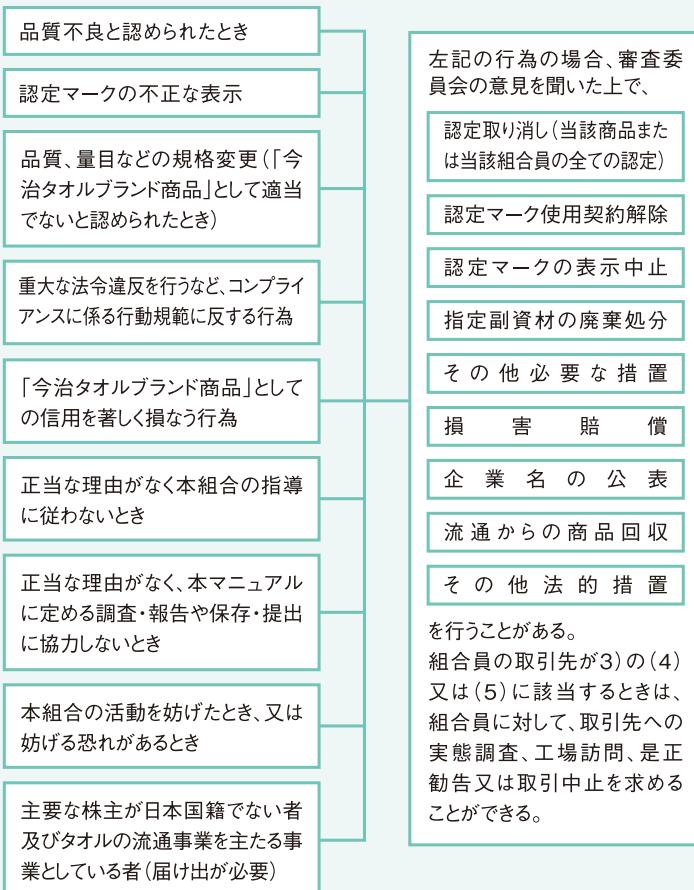
- (1) 調査の結果、品質不良と認められたとき
- (2) 認定マークの不正な表示を行ったとき
- (3) 品質、量目などの規格を変更し、「今治タオルブランド商品」として適当でないと認められたとき
- (4) 労働者の権利や人権を侵害する重大な法令違反を行うなど、コンプライアンスに係る行動規範に反する行為があつたとき
- (5) その他「今治タオルブランド商品」としての信用を著しく損なう行為があつたとき
- (6) 正当な理由がなく本組合の指導に従わないとき
- (7) 正当な理由がなく、本マニュアルに定める調査・報告や保存・提出に協力しないとき
- (8) 本組合の活動を妨げたとき、又は妨げる恐れがあるとき
- (9) 主要な株主が日本国籍でない者及びタオルの流通事業を主たる事業としている者  
＊主要な株主が日本国籍でない者及びタオルの流通事業を主たる事業としている者であるときは本組合に届け出なければならない。

4) 組合員に上記2)、3)の行為の疑いがあると認められた場合は、第三者機関による調査、損害賠償、新規認定の一時中止、企業名の公表、流通からの商品回収、その他法的措置を行う場合がある。

## 違反時の措置



## 適用行為と主な措置



## 3. 適用行為と措置内容

<b>適用する行為</b>	<p>A. 今治タオルブランド商品の「認定」取得に関する違反        a. 不正取得…不正行為による「品質検査報告書」「認定証」の取得        b. 手続き違反…「品質検査報告書」「認定証」「変更」「追加」「延長」等に関する手続きの不備・不足や誤記載</p> <p>B. 「認定マーク」の使用に関する違反        -1. 副資材への使用違反        a. 不正使用…認定マークの無断使用、無届使用        b. 違反使用…定められた方法と異なる使用(条件違反、誤使用など)        -2. 広告メディア等の場での認定マーク表示の違反        a. 不正使用…認定マーク無断使用、無届使用        b. 違反使用…定められた方法と異なる使用(誤使用、許可書不携行)</p>
<b>措置内容</b>	<p>一次措置</p> <hr/> <p>(1)組合による調査        (違反等に至る顛末の提出を求め、その事実を精査する)</p> <p>(2)認定マークの表示一時中止        (認定マークを表示したタオル商品の出荷一時中止を含む)</p> <p>(3)指定副資材の新規払出一時中止</p> <p>(4)新規認定の一時中止</p> <p>(5)品質検査報告書の再提出</p> <p>(6)「認定審査申請書」、「変更届」及び        「認定期間の延長願い」ほか必要書類の提出</p> <p>(7)認定マークの表示方法のは是正</p> <p>(8)費用等の支払</p> <p>(9)品質の改善</p> <p>(10)その他必要な措置</p>

- C. 申請手数料・使用料等の支払に関する違反
  - a. 「認定取得」時の費用の未納（「品質検査料」「認定申請手数料」の未納）
  - b. 副資材への認定マーク使用料の未納（「指定副資材購入費」「基本料金」の未納）
- D. 品質の維持管理義務に関する違反
  - a. 市場で販売された今治タオルブランド商品が、本組合が定める品質基準に合格しないことが判明した時
- E. コンプライアンスに係る行動規範に反する行為
  - a. 労働者の権利や人権を侵害する重大な法令違反
- F. その他の行為
  - a. その他、「今治タオルブランド」の信用を著しく傷付けると認められる行為

#### 二次措置（審査委員会及び理事会が実施する事項）

- (1) 認定の取り消し  
(当該今治タオルブランド商品、又は当該組合員の全ての今治タオルブランド商品)
- (2) 認定マーク使用契約の解除
- (3) 認定マークの表示中止  
(認定マークの撤去を含む)
- (4) 指定副資材の廃棄処分
- (5) 第三者機関による調査
- (6) 損害賠償
- (7) 指定副資材の新規派出一定期間中止
- (8) 新規認定の一定期間中止
- (9) 公表
- (10) 流通からの商品回収を要求
- (11) 是正勧告又は取引中止
- (12) その他必要な措置（法的措置を含む）